

# 年末調整の時期が近づいて来ました

季節もすっかり秋となり、人肌恋しい季節になってきました。  
さて、いよいよ年末が近づいて参りました。今回は年末調整の改正点についてご説明します。

## ① 損害保険料が改組され、地震保険料控除となります。

- ①居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）を地震保険料控除として控除することとされました。
- ②経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除（最高1万5千円）が適用されます。

地震保険料だけの場合・・・・・・・・・・最高50,000円

旧長期損害保険料だけの場合・・・・・・・・・・最高15,000円

地震保険料・旧長期損害料の両方の場合・・・・・・・・・・最高50,000円

## ② 所得税の税率の改正

国税（所得税）から地方税（住民税）への税金の移し替え（いわゆる税源移譲）が行なわれたこと等を踏まえ、平成19年分の所得税から税率構造が5%～40%の6段階となりました。

改正後（平成19年分から）		改正前（平成18年分まで）	
課税給与所得金額又は課税退職所得金額 (A)	税 額	課税給与所得金額又は課税退職所得金額 (A)	税 額
195万円以下	(A)×5%	330万円以下	(A)×10%
195万円超 330万円以下	(A)×10%－97,500円		
330万円以下 695万円以下	(A)×20%－427,500円	330万円超 900万円以下	(A)×20%－33万円
695万円以下 900万円以下	(A)×23%－636,000円		
900万円以下 1,800万円以下	(A)×33%－1,536,000円	900万円以下 1,800万円以下	(A)×30%－123万円
1,800万円以下	(A)×40%－2,796,000円	1,800万円以下	(A)×37%－249万円

## ③ 定率減税の廃止

平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税については、平成18年分の所得税について2分の1に縮減されるとともに同年分をもって廃止され、平成19年以後の所得税については適用がなくなりました。